

3市共同資源化事業に関する説明会会議録

○日 時 平成25年3月21日（木）午後7時～9時

○場 所 東大和市役所会議棟第6会議室

○出席者 以下のとおり

区 分		出 席 者
組 織 市	小 平 市	環境部長・ごみ減量対策課長
	東 大 和 市	環境部長・ごみ対策課長
	武蔵村山市	生活環境部長・環境課長
小平・村山・大和衛生組合		事務局長・計画課長・計画課長補佐・計画課主査

【会 議 内 容】

【計画課長】

皆さん、こんばんは。3市共同資源化事業に関する説明会を開催いたします。本日の説明会では、3市共同資源化事業を進めるにあたりまして、事業のこれまでの取組みの経過と、ここで3市市長・組合管理者の4者間で、3市共同資源化事業に関する基本事項が確認されましたので、その内容についてご説明をいたします。本日の内容については、2月に行われた桜が丘周辺の方々を対象とした説明会と同様の内容で行います。本日の説明会は、概ね2時間を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

お手元に本日の説明会資料は、お持ちでしょうか。「3市共同資源事業をすすめています」のA3二つ折りの1枚です。お持ちでなければ、お声がけをください。

それでは、最初に4団体を代表しまして、3市共同資源化推進本部員を兼ねております小平・村山・大和衛生組合の水口事務局長からごあいさつをお願いいたします。

【事務局長】

皆さん、こんばんは。ただいま紹介がありました、小平・村山・大和衛生組合事務局長の水口でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。4団体を代表しまして、ごあいさつをさせていただきます。地域の皆様には、日頃から、廃棄物行政に対し、ご理解とご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、3市共同資源化事業は、小平市、東大和市、武蔵村山市及び衛生組合の4団体で、持続可能な循環型社会の形成を目指し、ごみの減量やリサイクルなどを共同して進めてい

る事業でございます。平成15年当時から4団体でソフト面、ハード面といろいろな検討を重ねてきたわけでございますが、一番の課題は、3市共同資源物処理施設の建設についてでございます。3市と組合の協議の中で、平成17年には東大和市暫定リサイクル施設用地とすることが、確認されておりましたが、その後もさまざまな角度から3市間で実質的協議を進めてまいりました。

そして、平成25年1月8日に3市長と組合管理者の4者間で、いままでの決定内容を一部変更いたしまして、新たな内容として確認し事業を進めていくことになりました。これより、今までの事業の取組み経過のご説明と、ここで確認されたこれから事業を進めるにあたっての、4団体での確認事項のご説明をさせていただきたいと思っております。

この資源物処理施設につきましては、増え続ける廃棄物処理の今後を左右する重要な施設であり、今後の3市のごみ処理計画及び小平・村山・大和衛生組合の焼却施設の規模等にも大きく影響するものでございます。これまで、4団体で、東大和市桜が丘の会場で3回、小平市中島町の組合で1回の計4回の、周辺地域の方々への説明会を開催させていただきました。この他にも、地域の方々の要望によりまして、出前説明会を開催させていただいております。さらに、3市の市民の皆様を対象として、3月17日には小平市で、19日には武蔵村山市で、本日21日には東大和市の市民の皆様方に、説明会を開催させていただいているところです。この説明会を通して、3市市民の皆様、また施設周辺の地域住民の皆様のご意見等を真摯に受止め、3市共同資源化事業を円滑に進めてまいりたいと思っております。

つきましては、3市共同資源化事業につきまして、ご理解、ご協力をよろしく願いいたします。開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

#### 【計画課長】

つづきまして、本日の出席者の紹介をさせていただきます。ただいまあいさつをいただきました、推進本部員を兼ねております衛生組合事務局長のほか、推進本部員を兼ねております、小平市、東大和市の部長、また組織市3市及び衛生組合から課長が出席しておりますので、ご紹介いたします。

最初に、推進本部員のご紹介をさせていただきます。3市共同資源化推進本部員を兼ねております、小平市環境部の岡村部長でございます。同じく推進本部員を兼ねております、東大和市環境部の市川部長でございます。同じく推進本部員を兼ねております、武蔵村山市生活環境部の内野部長でございます。つづきまして、4団体の課長のご紹介をいたしま

す。小平市環境部ごみ減量対策課細谷課長でございます。つづきまして、東大和市環境部ごみ対策課松本課長でございます。つづきまして、武蔵村山市生活環境部環境課鈴木課長でございます。私は、小平・村山・大和衛生組合計画課長の井上でございます。よろしくお願い致します。また、事務局といたしまして組合計画課の片山課長補佐でございます。計画課主査の里見でございます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、資料に従い説明をさせていただきます。

#### 【計画課長補佐】

それでは、資料の説明をさせていただきます。まず、資料の表紙をご覧ください。3市共同資源化事業の背景をお示ししています。これまで、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市においては、資源循環型社会を目指して、おのおのの市において、廃棄物減量への取り組み、リサイクルなどを進めてきました。しかしながら、3市にとって、今後、さらなる廃棄物（ごみ）の減量とリサイクルを進めるうえで処理施設の老朽化や処理能力の限界などの課題がありました。

3市で構成する小平・村山・大和衛生組合（以降は、「組合」と言わせていただきます。）では、老朽化した粗大ごみ処理施設の早急な更新が必要な状況となっており、さらに、3市での廃棄物の収集においては、資源化品目が一致していないことから、組合に搬入される廃棄物も、可燃ごみ、不燃ごみの扱いに多少の違いが出ている状況にあります。

そのため、平成15年度から、3市と組合の4団体では、平成33年度のごみ焼却施設の更新も視野に入れ、ソフト面では減量施策や3市の資源化基準の統一など、ハード面では3市共同資源物処理施設の整備と現在の粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「3市共同資源化事業」の検討を進めてきました。今回、平成25年1月には、これまで進めてきた事業の変更と今後の事業推進に係る方向性を定めた「3市共同資源化事業に関する基本事項について」を、3市と組合の4団体で確認しました。この資料は、これまでの3市共同資源化事業の取り組みの経過と、確認された基本事項、今後の事業の進め方をまとめたものでございます。

資料をお開きいただき、1ページをご覧ください。3市共同資源化事業のIこれまでの経緯、経過でございます。まず、平成15年度から17年度でございますが、3市と組合の4団体の職員で構成する会議において「3市共同資源化」に向けた検討が、平成15年度から開始されました。その検討結果を受けて、平成17年8月23日に、組合の管理者と副管理者として、3市の市長で構成される組合理事者会において「資源物（プラスチック

ク等)の共同処理について」を確認いたしました。確認された事項は、資料にお示しておりますとおり、①資源物の共同処理に向けて検討していく、②共同処理の用地として東大和市暫定リサイクル施設用地を借用する、③平成18年度より共同処理の実現に向けた具体的な検討を進める、の3項目でございます。①の共同処理でございますが、共同処理の対象といたしましては、当時増え続けるプラスチックごみの処理を効率的に行う必要があったことから、プラスチック等としています。②の借用する施設用地については、粗大ごみ処理施設の更新との調整を図り、現在の組合の敷地に集中することなく、分散整備する必要があることなどの理由から東大和市暫定リサイクル施設用地が選定されました。なお、想定地につきましては、裏面の3ページに案内図を示させていただいておりますのでご覧ください。この案内図では近隣の状況をお示ししておりませんが、マンションが多く建設されている地域です。

次に、平成18年度から19年度でございます。17年8月の確認事項を受けて、具体的な検討作業を行い、まず、平成19年3月には、「小平・村山・大和衛生組合3市共同資源化等に関する調査報告書(調査報告書)」を作成いたしました。この調査報告書の内容を踏まえ、4団体は、平成19年12月25日には組合理事者会を開催し「3市共同資源化の今後の進め方について」を確認しました。その内容といたしましては、今後は事業の具体化に向けた作業に入り、平成20年度には一定のまとめを出すことを目標とすることとし、確認された事項は、資料にお示しておりますとおり、①3市共同資源物処理施設用地として、「現東大和市暫定リサイクル施設用地」を活用すること、②検討対象は、「びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管の6品目」とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設用地として、「現小平市清掃事務所用地」を活用すること、④3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設は、原則公設とすること、⑤3市共同資源化に向けた、具体的な計画を検討する組織を設置すること、の5項目でございます。①の活用する施設用地は、調査報告書の配置案の検討結果を踏まえ、現在もリサイクル施設の用地となっていること、限られた既存の土地利用が可能なこと、新たな用地を取得する必要がないこと、また、新たな財政負担を伴わないこと、などの理由から現東大和市暫定リサイクル施設用地を3市共同資源物処理施設の建設用地として活用することとしました。②の検討対象の品目は、現在3市でそれぞれ単独処理している資源のより効率的な処理を目的として6品目を決めました。③の不燃・粗大ごみ処理施設の建替え用地は、処理後の残さの運搬が容易なこと、焼却施設に隣接している「現小平市清掃事務所用地」を活用

することとしました。案内図を、お示ししておりませんが、位置的には3市共同資源物処理施設の南側約500mの位置で小平市中島町にあります。南側は玉川上水が隣接し、北側は野火止用水敷で、遊歩道として利用されています。また、東及び西側は、住宅地となっています。④の施設を公設とした理由は、行政が中・長期的に安定的に責任を持って処理していく必要があることによるものです。

次に、平成20年度から22年度でございます。平成19年12月の確認事項⑤の「具体的な検討組織の設置」に基づき、平成20年2月には「3市共同資源化推進本部（推進本部）」を設置しました。推進本部は、組合助役や3市副市長などで構成し、専門的な調査検討は、その下部組織である担当課長などで構成する「共同資源化検討部会」、「不燃・粗大ごみ処理検討部会」の2つの部会が担当しました。また、資料にはございませんが、平成20年5月には3市市民と学識経験者計13名の市民委員が検討を行う「3市共同資源化推進市民懇談会（市民懇談会）」を設置しました。この市民懇談会は、共同資源化事業を進めるに当たって、「共同の資源化の在り方を検討するためには、3市の市民とともに望ましい循環型社会の形成を推進する必要がある」との考えから、設置したものです。市民懇談会には、平成21年3月に報告書をまとめていただきました。その報告書では、プラスチックの処理や施設のあり方について委員の意見が一致しない点もありましたが、幅広い意見を網羅した形で、報告をまとめていただきました。これらを参考とさせていただき、推進本部は、平成22年4月には「3市共同資源化事業の推進について（報告）」を取りまとめました。この報告の要旨は、資料にお示ししておりますとおり、①容器包装プラスチックは、指定法人ルートによる資源化を推進すること、②3市共同資源物処理施設は、限られたスペースの中、機能的な施設として、想定地で資源6品目を処理、運用できる施設とすること、③不燃・粗大ごみ処理施設には、再生工房や環境学習機能等のプラザ機能を整備し、配置については、小平市清掃事務所側を基本とすること、の3項目でございます。

ここにお示ししているとおり、この時点で想定していた「3市共同資源物処理施設」は、資源6品目（びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管）を処理対象とする施設でございました。

そして、平成22年4月以降は、「3市共同資源化事業の推進について（報告）」に基づき事業を進めてきたわけですが、その後の平成22年6月、東大和市において、平成19年12月の理事者確認事項では、共同資源化の検討対象が6品目とされていたため、用地の制約など課題があることから、「3市共同資源物処理施設建設の受け入れが不可

能である」との決定があり、事業を進めることが困難な状況になりました。

その後、平成23年1月に実施した推進本部会議において、「東大和市の決定が覆らないということであれば、それに変わる考えを示していただく」という共通認識を4団体が持つことになりました。

次に、平成23年度～現在でございます。その後、小平市、武蔵村山市と組合は、東大和りに代替案の提示を求めてまいりました。そして、平成24年11月には、東大和りから小平市及び武蔵村山市に「3市共同資源化事業の取扱いについて」が提案されました。

その内容は、資料にお示ししておりますとおり、①住民の納得を得るために4団体が一致した行動をとっていくことを第一としたうえで、②3市共同資源物処理施設の取り扱う資源物の品目を6品目から2品目（ペットボトル、その他プラスチック製容器包装）に変更すること、③3市共同資源物処理施設には、還元施設として環境学習機能や再生工房等、プラザ機能の充実を図ること、の3項目でございます。

これを受けて、3市による実質的な協議が進められ、平成25年1月には、「3市共同資源化事業に関する基本事項について」を3市市長と組合管理者の4者の間で確認し、本日の説明会に至ったものでございます。

次に2ページをご覧ください。II 4団体で確認した基本事項の要旨でございます。この基本事項は、推進本部報告（平成22年4月）内容の変更と今後の事業推進に係る方向性を決める必要があるため、平成25年1月に、4団体で確認されたものでございます。

まず、1 住民の理解を得るための4団体の一致した行動についてでございます。4団体は、3市共同資源化事業を推進するに当たり、3市共同資源物処理施設の整備を協調して実施します。そして、平成25年2月に、地域住民の皆様の理解をいただくための説明会を開催いたしました。また、現在、開催を予定している説明会以外にも、可能な範囲で皆さまからの要望に沿った方法で説明会を開催いたしますので、今回開催しております説明会以外に、自治会等での説明を希望される場合には、裏面3ページの最も下の欄が事務局であります「小平・村山・大和衛生組合」でございますので、こちらへ連絡をお願いいたします。4団体で調整を図り、可能な範囲で対応させていただきます。

次に、2 2品目の処理施設（3市共同資源物処理施設）についてでございますが、3市共同資源化事業として整備する3市共同資源物処理施設は、下の表のとおり想定しています。ここにお示ししている内容につきましては、平成19年の調査報告書の段階の内容（6品目施設）を元に、今回、確認された2品目施設との相対的な比較を行ったもので、

あくまでも現段階の参考資料でございます。特に、確認した基本事項における2品目処理施設につきましては、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものでございます。そのため、施設の規模等につきましては、具体的な施設整備の段階で、最新の実績によりごみ量などの予測をし直し、見直しいたします。

表の右側の欄（変更後の2品目施設）を中心にご説明いたします。まず、用地でございますが、想定地、東大和市暫定リサイクル施設用地でございます。

次に、処理対象資源物でございますが、資料1頁の4平成23年度～現在でご説明したとおり容器包装プラスチック及びペットボトルの2品目でございます。それぞれの処理能力は、プラスチック30t、ペット9tの合計39tを想定しております。

次に、建築面積でございますが、2,060㎡程度、構造は、地上2階構造と見込んでいます。次に、稼働シミュレーションでございますが、搬入車両は稼働日当たり120台、搬出車両は一週間当たり26台程度と見込んでいます。稼働シミュレーションでは、ラインの稼働時間を、5時間とし、作業前の準備や始業点検、ライン稼働後の清掃や搬出物の整理の時間を含め、施設作業時間は午前8時から午後5時まで、昼休み時間を除く8時間稼働を見込んでいます。

次に、緑化について、でございますが、地上部に東京都条例に基づく面積を上回る緑化を図る他、接道部の緑化や屋上緑化を行うことを考えています。

次に、プラザ機能でございますが、地域還元施設として、環境学習機能、再生工房等の充実を図ります。具体的には、3市におけるごみ・リサイクルに関する情報を提供するとともに、環境学習や粗大ごみなどを再生・販売する工房など、プラザ機能を備えることを考えています。プラザ機能（施設）には、3Rの普及啓発・リサイクル体験・情報発信・交流活動の拠点となる機能も考えておりますので、3市市民の皆様幅広く利用していただく他、その場を活用して3Rを推進する市民グループとの連携を図って参りたいと考えております。

最後に、概算経費でございますが、建設費20億円程度を見込んでいます。財源は、国からの交付金、借金である起債及び市民の税金でございます。交付金を除く費用は、運営費を含め、3市が負担する市民の税金が使われることとなります。

続いて、処理対象品目が2品目が変わることに伴い、3市共同資源物処理施設で大きく変わる内容3点をご説明します。(1)として、処理ラインの減少による建築物のコンパクト化でございます。6品目施設では、設備及び処理ラインを上下に配置する必要があり、

3階構造を想定していましたが、びん・缶の処理ラインおよび蛍光管・乾電池の保管ヤードなどが不要となることから、地上2階構造とすることができると考えております。

また、受け入れヤードも縮小できることから、少なくとも約300㎡の建築面積を縮小することが可能であると考えています。建物のコンパクト化を図ることにより、地上部の緑化面積の拡大が図れるとともに、建物の意匠等にかかわる自由度が増し、美観も向上させることができると考えております。

つぎに、(2) 処理対象量の減少に伴う環境負荷の軽減でございます。処理能力が60トンから39tに35%縮小するため、敷地内の作業車両の往来、搬入車両と搬出車両の減少が見込まれます。また、破碎音や積み込み音の比較的大きなびんや缶を取り扱わないことから、2品目施設とすることで、操業騒音についても一層の軽減が見込まれます。

つぎに、(3) 環境配慮及び地域還元についてでございます。環境対策は、採用可能な最新技術の導入を図り、周辺環境に配慮した施設とします。また、6品目処理施設ではなかった「プラザ機能」を地域還元として配置することから、ただ単に資源を処理する施設としてではなく、ごみの資源化を通じた環境啓発、環境学習を行う施設としての利用も可能となります。

最後に、3今後のスケジュール等についてでございます。今後、事業説明は、平成25年3月末までの期間を目途に開催してまいります。そして、推進本部は、住民への事業説明の結果を3市市長と組合管理者に報告いたします。

次に、3ページをご覧ください。III今後、事業を進めるに当たってでございます。2ページで説明いたしましたように、資料の2品目処理施設につきましては、調査報告書の参考配置案と類似施設を参考に、現時点で施設の概要を想定したものになります。そのため、施設の具体的な内容は、今後策定を予定している（仮称）基本構想などで明らかにしていきます。また、今後の事業を進めるに当たっては、想定地周辺の地域住民の皆様の意見を伺いながら進めていきたいと考えております。私たちといたしましては、現時点では、プラントメーカーへのヒヤリングや類似施設の状況などを踏まえた望ましい施設の姿に関して、その考え方についてご説明させていただきます。

1つに、道路交通への影響でございます。計量機の位置を建物の奥側とし、敷地内に十分な車両待機スペースを確保することにより、施設内に収集車両が集中し、進入できない車両が公道に停車（公道待機車両）し、一般車両の通行を阻害しないようにします。

また、周辺道路への影響については一般車両の走行量に対して、収集・運搬車両は相対



的に少ないため、影響は軽微であると考えています。

2つに、周辺環境との調和でございますが、この対策といたしましては、2品目施設への変更から確保できる十分な緑化面積を活用するとともに、屋上緑化やデザインに配慮することで、周辺環境に溶け込みやすい違和感のない清潔な施設とすることができると考えています。

3つに、操業に伴う騒音・振動・光害でございます。この対策といたしましては、資源物の受け入れや資源物の分別・圧縮・梱包、搬出作業は全て施設内で行い、施設内の気密性を保ち、施設外への影響を防止するよう計画いたします。これによりラインの稼働による騒音を防止するとともに、フォークリフトなどの作業車両のライトの光の拡散についても防止いたします。また、振動を発生させる恐れのある圧縮機につきましては、堅牢な基礎に設置することにより振動の伝播を抑えます。

4つに、臭気及びVOC（揮発性有機化合物）対策でございます。この対策といたしましては、施設内の気密性を保ち、施設外への漏洩を防止します。施設内の空気を吸引することにより、施設内の気圧は外部よりも低くなり、臭気やVOCの外部への漏洩や飛散を防止いたします。また、発生する臭気やVOCへの対策については、確立された最新技術、具体的には吸着や酸化分解等の効果的導入などを図ることで除去いたします。

5つに、生活環境影響調査でございます。実際の建設に向けた手続きを行う段階では、「生活環境影響調査」を実施し、縦覧による公表を行い、住民の皆様の意見をうかがいながら、周辺環境に影響を及ぼす恐れのない施設として建設に着手いたします。

最後に、6プラザ（環境啓発）機能についてでございます。こちらは、2ページでも説明しておりますが、2品目処理施設には地域還元施設として環境学習機能、再生工房等の充実を図ることを考えております。このプラザ（環境啓発）具体的機能につきましては、地域住民の方々との調整を図りつつ、地域防災や地域交流の拠点としての機能等も備えた地域の利便につながる施設として整備内容を検討していくことを考えております。

最後に、3市共同資源化事業は、施設建設の想定地地域住民の皆様と3市市民のご理解をいただいで進めていきますが、廃棄物（ごみ）の排出者としての皆様に、ご協力をお願いする内容がございます。ペットボトル及びプラスチック製容器包装が市単独から共同処理に移行します。東大和市では、出し方などは、基本的に変更はないと考えられますが、処理量の平準化を図る必要から、収集日や収集時間などの変更が考えられます。以上で説明を終わります。

**【計画課長】**

説明が終わりました。ここから質疑に入らせていただきますが、司会進行のほうを計画課長補佐へ代わらせていただきます。

**【計画課長補佐】**

それでは、質問のある方は挙手をして、お願いいたします。

**【住民】**

緑の紙の3ページ目に、何か安全だとか安心だみたいなことをいっぱい書かれているんですけども、実際でき上がってきて、桜街道の交通量もすごく今増えていますよね。さらに増えると思うんですよ。ここは通学路で、過去、東大和市内の小学校の登校生の死亡事故が桜街道沿いで3件起きていると思うんですけども、1つは芋窪街道と桜街道の交差点の、十小に通う子供、南京亭の交差点ですよ。

もう一つは、イトーヨーカドーと旧ダイエーの交差点、ちょうどこの交差点のところだと思うんですけども、そこでの交差点、八小の子供さんだと思うんですが。

それともう一つ、グランデュオの交差点、武蔵村山から、小平から、こういうごみを持ってきて、絶対この交差点を通ると思うんですけども、もうこれ以上この交差点を使って登下校する子供たちに負担をかけたくないというか、そういう死亡事故を起こしてほしくないというのが母親としての希望、願いなんです。

それともう一つ、東大和市の小中学校の給食センターが隣接してここに建ちますよね。自分の家を建てるときでも、トイレと台所を一緒に、隣り合わせに建てることは絶対しないと思うんですけども、3.11、地震が起きて以降、想定外でしたというのは、もう絶対何を言われても納得いかないんです。

もし揮発性の有機化合物が漏れたとして、一番被害を受けるのは子供たちだと思うんです。しかも、それも東大和市内の私たち保護者でここに給食センターが建つということを理解していらっしゃる保護者の方はすごく少ないし、揮発性有機化合物を出すものが隣に建つということを知っていらっしゃる保護者もすごく少なくて、何かわけわからないうちに建っちゃって、気がついたらどうしたことなのみたいな感じになってしまうようなことになるんじゃないかとすごく心配なんですけれども、その辺のところをお聞かせいただきたいんですが。

**【計画課長補佐】**

交通量、それからVOCへの心配というふうに伺いますけれども、現段階では、当初か

ら申し上げましたとおり、事業説明ではなくて確認事項まで、これまでの経過と確認事項ということで、これから具体的な、私どもで仮称の基本構想の中でシミュレーション等を作り直していくという考えでございますけれども、この120台という量については、平成19年時点の調査報告書から、予測から来ている数字でございます。基本的には最大の数字ということでお示しております。

その後の類似施設と申しますか、全国でどんどん容器包装プラスチックの収集が進んでおりますので、ごみ収集車でございますけれども、収集車上の工夫もできないか、または搬入のルートも複数持つことで1カ所に集中しないように、そういう操作といいますか、シミュレーションはそれからしていきたいと思っております。

それから、VOCのことはよく出てまいりますけれども、VOCについては、類似施設の例を見ても、周辺の環境に、もちろん私ども生活しておりますからVOCは存在しているわけです。その環境濃度より低い濃度で出すことが技術的に可能だと、そういう状況を確認しておりますので、周辺への健康被害を及ぼすおそれのない施設として建設することが可能と考えております。

【住民】

すみません、じゃあ、なぜ今、寝屋川のほうで裁判になっていたりするんですか。そういった裁判の事例があることをどう思っていますか。安全、安全って、あなた、ほんとうに安全って言い切れるんですか。

【計画課長補佐】

寝屋川のほうでは、確かにそのような公害等調整委員会のほうで。

【住民】

すみません、説明会なので、きちんと手を挙げてお名前を言って。

【計画課長補佐】

ああ、申しわけありません。

【住民】

そういう形で進めていただけませんか。感情的にならないで。

【計画課長補佐】

よろしいですか。

【住民】

はい。

【計画課長補佐】

お名前とご意見と。

【住民】

プラウド地区に住んでおります。寝屋川地区の裁判についてどう思われますか。安全と  
言い切れませんか。

【計画課長補佐】

裁判自体は高裁までいっていますよね。そうじゃなくて、公害等調整委員会の原因裁定  
のことをおっしゃっていると思うんですけども、私どもも注視しているところですが、  
杉並の例で5年かかっておりますので、まだまだ結論は出ないと思っております。

ただ、杉並の例を説明いたしますと、いわゆる杉並病ということをご存じない方もいら  
っしゃると思うので、ちょっと説明をいたしますけれども、平成8年、東京都は不燃ごみ  
を圧縮し積みかえる施設として、東京都の杉並中継所を建設しております。平成8年4月  
以降、操業してから周辺住民から健康不調や異臭についての訴えが杉並区等に多く寄せら  
れていました。杉並区が半径250メートル程度の住民305世帯864人に面接調査を  
した結果、健康不調の方が約120人、異臭の苦情が90件に及んでいます。平成9年5  
月に杉並区の住民ら18人が公害等調整委員会に東京都を相手方として原因裁定を求める  
申請をしております。そして平成14年6月、公害等調整委員会は次のとおりの原因裁定  
をしているんです。

3つありまして、1つは平成8年4月ごろから生じた被害の原因は、杉並中継所の操業  
に伴って排出された化学物質によるものであると。原因を特定しないまま杉並中継所が原  
因であると1つ言っています。

それから、東京都調査で原因とされていた硫化水素だけでは原因を限定できない、これ  
が2つ目。

3つ目、平成8年9月以降の住民の健康不調と中継所の操業との関係を肯定することは  
困難、こういうふうに言っているわけです。

じゃあ、8年9月までに何をしたかという、排水処理の改善と作業環境の空気を活性  
炭処理すると、そういう形に変更しているんです。そのことによって、それ以後の関連を  
肯定するのは困難というふうに公調委も言っております。

もう一つ申し上げますけれども、杉並病からそういうことが出ていると思うんですが、  
杉並中継所というのは、今、申し上げましたとおり不燃物の中継所です。カップ麺の容器

とかプラスチック、陶磁器、紙おむつなど不燃物の処理施設であり、私どもで今計画しているのはきれいなプラスチック、容器包装プラスチックを処理する施設でございまして、対象品目はまず異なっています。

それと杉並中継所では、塗料やワックス、殺虫剤、除草剤、住宅系接着剤などの有害性のあるもの、スプレー缶やカセットコンロのボンベ、殺虫スプレーなどでおおむね10%以上の内容物の残留がある爆発性のも、灯油やガソリン、溶剤などのおおむね10%以上の内容物の残留する引火性のももの混入が確認されております。さらにこれらの排出物は特に分別を行うことなく圧縮されていく、そういう施設でございました。

私どもで今計画している施設につきましては、きれいなプラスチック、なおかつそれを圧縮する場合に、手作業になると思いますけれども、選別をして圧縮をします。そういう施設でございまして、杉並とは全く違うと考えております。

それから寝屋川の件に戻りますけれども、寝屋川地裁、高裁ともに、裁判の話ですが、健康被害はなしとの結論が出ています。それを前提にして、今、公害等調整委員会の原因裁定のお話をしたんですけれども、私どもも注視しておりますが、杉並の、私どもよりは、かなり環境の悪い条件の施設であっても、対策を施せば十分健康被害は防げるということで、今までご説明したとおりの内容になってございます。

#### 【住民】

でも、震災があったときに、あそこの煙突のほうからバグフィルターを通さないで、そのまま排気が出たということを知っております。このような震災とか、これから立川断層があって、そういったものがある中で、そういった想定外のことがあるということもありますので、私は絶対に安全だとは思っていません。子供を持つ親としたら不安なのは、納得できません。今の説明でも、私としては納得できないということを残しておいてください。

#### 【計画課長補佐】

わかりました。ただ、1点だけ説明したいんですけれども、バグフィルターの事故は確かにありました。ありましたが、今回計画している施設は火を使う施設ではございません。仮に同じような条件になったとしても、施設がとまってしまいますので、プレスはしませんから、VOCが出る可能性もありませんし、火災の心配もあるかと思うんですけれども、一般家庭と同じ程度の火災、火を使っておられませんので、そういうふうを考えています。

### 【住民】

裁判のことについてなんですけれども、裁判の内容は別として、裁判の、ところどころによって、私はこういう施設を住宅が密集しているところにつくることによって、VOCがもしゼロだったとしても、絶対に裁判が起こると思うんですけれども、そういう可能性というのは考えていらして、この場所を設置しているんですかね。

例えばその施設の近くに住んでいて、子供が急にぜんそくになった、子供はよくぜんそくになると思いますけれども、ぜんそくになって、それが全く無関係だったとしても、やっぱり親としてはあれが関係あるんじゃないかと思いますよね、普通に考えて。それで訴訟が起こると思いますけれども、ああいう場所につくったら必ず。そういうことも想定して、3市の方は、それでもいいと思ってあの場所でいこうと思っていらっしゃるのかどうか教えてください。

### 【計画課長補佐】

今までご説明しましたとおり、VOCについては地域にとっての環境濃度を高めるような施設ではございません。ただ、おっしゃることもよくわかるんです。知らないことから来る不安というのはあると思うんです。何をやるのかわからないと、どういうことがされているのか、何をしているのかわからないと、そういうことを防ぐために丁寧に説明をしていきたいと思います。

ちょっと話は違いますが、ごみ焼却施設もそうございまして、あの場所で何がされているのかわからないことから来る不安から、住民の皆様からたくさんの苦情やご意見をいただくことがあります。現状では丁寧に説明をしていった結果、地域の方々とはお話がちゃんとできるような状態になっているところです。説明については、これから進めていく各段階でしっかり説明をしながら、内容を理解していただきながら進めたいと考えております。どうぞ。

### 【住民】

それでは、もう一つお聞きしたいんですけれども、市内の子供たちの中、中学生以下ぐらいの子供で、桜が丘に住んでいる子供の数とか割合を教えてくださいたいんですが。

### 【計画課長補佐】

現時点では年齢別の人口構成等の資料を持っていませんので、お答えはちょっとできないんですけれども。

**【住民】**

そういうことも別に考えずに建てるということによろしいですか。

**【計画課長補佐】**

先ほど来、説明しておりますとおり、これは市民生活、皆さんの良好な生活環境を維持していくために必要な施設、整備する施設でございます、今まで説明しているとおり、周辺環境への化学物質による環境負荷というのは与えないような形で整備を考えております。どうぞ。

**【住民】**

向原に住んでおります。この問題を前から調べてみて、桜が丘の人たちにとって非常に厳しい言い方をするんですけども、まず、容器包装プラスチックは国で決めた話であって、これは国民である以上、国の政策を変えない限り、これは軽視することはできません。今、プラスチックは武蔵村山でやっているんですけども、武蔵村山の施設というのは非常に民間のひどい施設で、いつ武蔵村山が起訴されるかわからない状況で、最低線、東大和につくらなきゃならないという、東大和で出した分については、東大和で処理せねばならないというのは、これはやむを得ないことだと思うんです。

今回の問題は、全く小平で出していないプラスチックを大和が引き取るということが一番大きな問題で、かつ小平の場合は焼却場の一番端っこにあって、これからも一番利益を得るような団体になっているんですけども、はっきり言います。金さえ払って、全部小平の分のごみは大和に出すという形になっているので、これ、この間小平のほうでも言ったら、僕、最後、事実上、殺されるかと思ったぐらいの向こうはアウエーだったので。はっきり言って武蔵村山と大和の2つでやる分にはいいんですけども、小平のごみをこっちに持ってくるというのは、これは一番問題があるので。

**【住民】**

生ごみはどうなの。

**【住民】**

生ごみはだって、中島町、東大和、武蔵村山、小平の一番端っこでやっているの、全然小平の中心じゃ。

**【住民】**

ないじゃない。

【住民】

でも小平じゃない。

【住民】

いや、小平。そんなこと言ってしまえば同じことですよ。事実上、小平が一番便益を受けていて、そこが一番問題があると思いますよ。

【住民】

どういう利益が出ている。

【住民】

だから、煙は。

【住民】

で、桜が丘の人に聞きたいんですけども、マンションを建設する段階で住んでこられたのは結構なんですけど、まず、ここへ引っ越す段階で、こういう問題が起きるということを前提に考えないで、ただ単に分譲マンションが安いだけでただ単に引っ越してこられた、はっきり言って。

【計画課長補佐】

ご意見は私のほうで受けますので。

【住民】

そこら辺あたり、桜が丘の人間も少し考えてもらわなきゃ困るんですよ、はっきり言って。

【計画課長補佐】

ご意見は私どものほうでお受けいたしまして。

【住民】

いや、そうしないと話にならないよ。

【住民】

趣旨と反していると思うんですけども、今のやりとりは。

【住民】

そう。趣旨が違うと思うんです。

【住民】

おかしいです。



【住民】

おかしくないよ。

【住民】

おかしいです。

【住民】

おかしいって何だよ。

【住民】

言うんだったら、行政側に言ってから、対応して。

【住民】

それは行政側じゃなくて、おまえらに言うんだよ。

【住民】

黙っとけ。

【住民】

ばかやろう。

【計画課長補佐】

冷静に話していただきたい。自由な意見をしていただきたいので、私どものほうでお受けいたしますので。

【住民】

言いたいことですか。

【計画課長補佐】

はい。よろしいですか、そういうことで。はい、どうぞ。

【住民】

桜が丘に住んでいるものです。この場所に建てることについては反対します。なぜ東大和市の中で人口密度の一番高い桜が丘に建てなきゃいけないんでしょうか。それがよくわかりません。先ほど説明があって、ほかに求めなくてもいい土地だというふうなことをおっしゃいましたけれども、そんなことじゃ納得できません。

すぐ隣に特養の老人ホームがございますよね。それから、今、警視庁の宿泊施設も建設中ですよ。それで、先ほども出ましたけれども、将来的には給食センターも建つ予定ですよ。さらに近くには市民の憩いの場の公園があるんですよ。そこには小さな子供から年寄りまで、みんな多くの方が利用していますよ。夏になればプールもやりますよ。

今、桜が丘に私、住んでいまして、何が問題かというところだとダイオキシンですね。今、あそこに3市の焼却炉の煙突からダイオキシン、悪臭、非常に住みづらくなっています。そういう状況の中に、目と鼻の先の500メートルぐらい近くに、また新たにそういう施設を建てて、煙突からダイオキシンやらを流すというようなことが、ほんとうに市民の健康と安全を考えている行政のやることなんでしょうか。私は非常にそこに疑問を感じています。

それで、今回この場所に建てたいというふうなことについては白紙撤回を求めます。

**【住民】**

賛成。

**【計画課長補佐】**

1つは、都市化が集中して、市街地として非常に人口密度が高いというご意見でしたけれども、高いか低いかという程度の差はあると思いますが、ごみ処理自体は自区内処理が原則、これが一般的になっています。本来ですと小平市は小平市、東大和市は東大和市、武蔵村山市は武蔵村山市でということがございますけれども、ごみの処理というのは埋め立てまでもございます。

埋め立て処分場は日の出町のほうに25市1町がお願いをしてくらせていただいております。そちらの近くにも住民の方はいらっしゃいますし、それから私どもの中島町の近くにもゼロメートルで住民の方はいらっしゃいます。3市の中に市街化されていない地域はありません。そういう意味では、言い方はあれですけども、どこにつくっても住民の方はいらっしゃる。そういうことでしっかり丁寧な説明をさせていただいて、ご理解を得て進めていきたいということがございます。

それから、もう1点、今回の話とは論点がずれるんですが、ダイオキシンの話、できましたら私どもの工場のほうに、これはちょっと3市共同資源化とは話は別になりますけれども、見学に来ていただければしっかり説明をします。

ただ、今、1つだけ申し上げますけれども、平成9年レベルに比べて、全国的な取り組みによって98%削減されております。そういう状況で、2%の状況になっている。平成9年レベルでどれだけ健康被害が出たのか、言い方はちょっと乱暴ですけども、それから考えますと、ダイオキシンについての健康影響はもうないんだろうというふうに考えていいと思います。

私どもの施設も非常に古い施設でございます。東京都ではナンバーワン、最古の施設に今なっていました。全国的にもかなり上位のほうでございますけれども、3市の理解

をいただきまして、しっかりと補修費、改装費をとらせていただきまして、ほぼ新設並みの水準でダイオキシンを含めて環境対策をすることができています。そういう状況でございますので、焼却路はちょっと話はずれますけれども、そのことについて詳しくお知りになりたい方は、私どもへ直接お出でいただきたいと思います。よろしいでしょうか。反対というご意見は伺わせていただきますので。どうぞ。

#### 【住民】

説明会に来させていただくのはこれで3回目となります。この説明会で今まで疑問に思っておりましたのは、何ら具体的な、例えば設計図もなし、どのようなVOCフィルターを使うか、健康被害はないとおっしゃっておりますが、全国の自治体はこのVOCフィルターを使います、このような臭気対策をしますなどという具体的な対策を一切示されないことが不安をおおっていると思います。それはいつ示されるのでしょうか。

#### 【計画課長補佐】

今回の説明会は、これまでの3市共同資源化事業の進め方自体について多くご指摘も受けております。それは、やっぱり市民の皆様の説明をもっとしっかりやってくださいというご意見でございました。そういうことで、今回、これまでの経過、平成15年からの経過のご説明と、それから大きな事業変更があったわけです。6品目から2品目ということで、そういう状況でありますと、そういうことを確認しましたという説明会の位置づけでございます。

今後、進めていくに当たっては、施設構想の中で具体的にどういうフィルターを使えば一番効果的なのか、そういう環境対策をどうしていくのかも含めて具体化をして、設計図まではいきませんけれども、青写真みたいなものはつくっていく、その場ではまた説明をさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

#### 【住民】

もう一度よろしいですか。それでは健康被害があるかないか素人には判断できません。杉並の例でも容器プラスチックを圧縮するときに、何らかの化学物質が出るということは研究者の間で定説になっています。実際問題、杉並中継所が廃止されておりますのは、東京都が容器プラスチックを焼却するというシステムに変わったからで、今後、焼却炉が新しくなったら、この廃プラ施設も要らなくなるかもしれないという懸念も私は持っております。以上です。ありがとうございました。

**【計画課長補佐】**

はい。そういうご意見もちろんあると思います。23区では半分ぐらいが資源化をして、半分ぐらいは焼却に回していると私は承知しているんですけども、そういういろいろな選択肢があると思います、プラスチックの処理の方法については。ただ、その中で4団体は将来ビジョンとして拡大生産者責任ということで、ごみとならない、行政がごみ処理をしなくていい社会を理想としてとらえておまして、そこに近づけるために、容器包装リサイクル法に乗ったりリサイクルを選択して、確認をしているところでございます。

どうぞ。

**【住民】**

南街に住んでいます。仮に健康被害が出た場合には、どういう対応をとられるのでしょうか。武蔵野市では、ごみ処理場の処理施設の周辺の住民に対して健康診断を行っている、そこにいる課長さんもそのお話を聞いたと思うんですが、そういった点はどう考えているのでしょうか。もし実際起きたら、さっきおっしゃられたような訴訟だとか、不安だとか、あと変な話を言うと、例えばその土地を売ったときの土地の価格が下がってしまったりだとか、最近、アセスメントの問題だとか、いろいろなことがあると思うんですが、そういったことはどうやって、私は第二小学校出身なんですが、今、第二小学校は625人、たしかいます。その中には桜が丘1丁目の子が来ていると思います。どうされるのでしょうか。もし、そういった子たちの中にそういった被害が出てきたときはどうやって対応するのでしょうか。

**【計画課長補佐】**

健康被害については、また先の話になりますけれども、現時点で類似施設の状況、寝屋川の、確かに裁定は出ていない状況でございますが、地裁、高裁では影響なしという裁定が出ております。そういうことで、施設の大体の姿が固まりましたら環境影響調査というものを行います。かなり重厚にいろいろな環境負荷要因を拾い出しまして、それについて調査をして、問題があるかないか、もし問題がありそうである、健康被害を及ぼすおそれがありそうであるというものがありましたら、その段階で施設的设计のほうに還元をしていくという方法で事務を進めてまいります。100歩譲ってもし私どもが計画している施設が建って、そこから健康被害が出るということになれば、もう何と言いますか、操業停止は当たり前ですよね。そういう施設としては建設する予定もありませんし、もし仮にそういうことになれば操業停止は間違いのないと思います。

【住民】

今の関連でいいですか。

【計画課長補佐】

よろしいでしょうか。

【住民】

先ほど説明なさったのは、3ページの5項目の生活環境影響調査というところのことをおっしゃっていらっしゃるんですか。

【計画課長補佐】

はい。

【住民】

これっていうのは、この実施っていうのは、建物を建てる前にやることなんですか、そうですね、建ててから、それから調査をして住民の意見を伺いながらおそれのない施設に、このほど建設に着手しますと、こうなっていますけれども、書かれている内容がよくわからないんですが、要するにでき上がってから調査をするということなんですか。

【計画課長補佐】

環境影響調査の位置づけでございますけれども、施設を建設する前に住民の皆さんへの説明のためにつくる書類の1つで、具体的には法に基づきましてごみ処理施設を設置しますという届けを出すんですが、そのときの添付書類になります。ですから、生活環境影響調査でもって問題ない施設の設計ですよ、考え方ですよ、そういうものが証明されたときに受理されて、建設の認可が出ることになります。

それから、今はまだ先の話ばかりであれなんですけれども、よその類似施設ではモニタリングと言いまして、日々の操業状況を監視している、例えばVOCならVOCを測定して、それを公表するというようなこともやられておりますので、そういう面では両面、生活環境影響調査は必ずやらなくちゃいけないことですが、施設の建設後についてはモニタリングという手法で対応できたらと考えております。よろしいでしょうか。

【住民】

そうしますとあれですかね、施設ができない前にこれは調査するという話ですよ。

【計画課長補佐】

そうです。はい。

【住民】

具体的に実施方法というのはどういう形になりますか。

【計画課長補佐】

やり方はたくさんございまして、一番簡便な方法を申し上げますと、書類で周辺の大気状況を向こう何年間、それから春夏秋冬どういう状況であるか、ブランクですよ、ベースデータというか、建物ができる前の状況を把握しまして、それから施設の稼働に伴って騒音はこのぐらい出そうとか、振動のおそれはないかとか、VOCはどうなのかという、そういう予定をして影響の度合いをはかるというのが一番簡便な方法です。

【住民】

問題なのは、実際建ててみて、それで健康被害があるかどうかなんです。その前にこの調査を今のような形でやったところで全然意味がないんじゃないでしょうか。単に審査のための書類づくりのようにしか思えませんけれども。

【計画課長補佐】

現段階では図面もありませんし、こういう意思確認がされたら、4団体が一致したというご報告の会でございますので、今後丁寧に説明する中で、対応させていただきたいと考えております。

【住民】

よく理解できませんね。

【住民】

はい。

【計画課長補佐】

すみません、後ろの方が早かったので、先ほど挙げられて、ちょっと後ろの方からどうぞ。

【住民】

すみません、桜が丘に住んでおります。6件、質問させていただきます。これまでの説明会の質疑応答の中で、この3市資源化事業は行政の目的である住民の生命、身体、財産の保護を前提に計画、実行がなされており、これを脅かすおそれがある場合は計画等を見直すと回答されていますが、この認識で間違いはないかというのと、あと、これまでの説明会の質疑応答の中で、建設予定地は住宅地に隣接しているために、子供の通学路をごみ関連車両が通過することにより危険度が増加することになり、また、建設予定地周辺にはダ

イエー跡地にスーパーマーケットが、また桜が丘市民広場の一部に、これは建設予定地の北東約80メートルのところなんですけれども、そこに東大和市の全小中学校への給食を供給する給食センターの建設がそれぞれ予定されており、利用客、給食運搬車両、ゴミ運搬車両等の集中による交通渋滞の激増が予想されますが、また、迂回ルートとして従来には使用頻度の低かった道路を抜け道として使用する可能性があり、住宅地や通学路がその抜け道になる可能性があります。それらの影響等のシミュレーションは現時点では全くなされていないという行政側の回答を受け取っております。

また、当該施設建設により周辺地域の資産価値が低下することが予想されますが、今後のシミュレーションの中で、少しでも身体の影響が出てくる可能性や、周辺地域の資産価値が減少するという結果が出た場合、事業計画の見直しをするという認識でよいのでしょうか。

3点、想定を超える震災が発生した場合、処理施設の機能喪失により、小川町、立川市の可燃ごみ施設や建設予定の処理施設から有害物質などが漏洩する可能性があり、それらが科学反応を起こすことにより、未知の有害物質が発生し、周辺住民の生命を脅かす可能性があるが、そのようなことはないかと断言できるのかどうか。

4点目、これまでの説明会の質疑応答の中では、可燃ごみ処理施設、廃プラ処理施設に関する20年、30年の長期的なロードマップはなく、その時々に応じて対応するとの回答があり、また資料にある建設費20億円というのも、これは具体的な施設設備に対する積算ではなく、他自治体の同類の施設を参考にしての概算値という回答もありましたが、それでは今後、具体的な計画になった時点でさまざまな機能を付加することにより経費が増加し、各種負担の処理費用が増大することが予想されますが、税金等の増加が見込めない中、処理費用が増大したり、また住民税等の増加、またほかの福祉、教育等で実施しなければならない事業を縮小し、ごみ関連事業に充当する可能性があると考えますが、いかがでしょうか。

5点目、民間にできることは民間に任せ、民間の創意工夫による公共サービスの質の向上及び経費の削減を図るという、いわゆる公共サービス改革法に基づく行政改革が進められている中、リサイクル法を優先し公設という結論が出されて、この改革の反対の背中を押されるということになります。これを公設することにより、今まで以上のサービスの質の向上、また経費の削減が図られるということを具体的に説明してほしいということです。また、特に東大和市では、民間委託のメリットとして、祝祭日の回収も実施されてい

るところですが、公設となった場合も継続することが最低条件であり、それも踏まえた上でどのようなサービスの質の向上、または経費削減が図れるのかを示してほしい。

最後になりますが、現行の民間委託が不安定という具体的な理由を示してほしい。

以上6点であります。お願いします。

**【住民】**

早い。

**【計画課長補佐】**

たくさんいただきまして、先日、紙ベースでいただいたものの中の内容でございますよね。

**【住民】**

若干違います。紙に書いています。

**【計画課長補佐】**

ちょっと覚えられない。一問一答で、できましたらお願いしないと、メモも間に合いませんので。

**【住民】**

いい加減にしろよ、おまえら。

**【計画課長補佐】**

後で紙でいただけますでしょうか。

**【住民】**

簡単に質疑、一問一答、そんな難しい説明は求めていないので、イエス、ノーか、多分3問か4問ぐらいあったと思いますので、それを紙ベースで渡す必要性はないと思います。

**【計画課長補佐】**

項目が、ちょっと早過ぎてメモがとれないものですから、核となる部分をおっしゃっていただけますでしょうか。

**【住民】**

わかりました。それでは、住民の生命、書きとれなかったということは話が早過ぎたという話ですか。

**【住民】**

早い。



【計画課長補佐】

一問一答でお願いできればありがたいんですけども。

【住民】

まあ、いいや。それでは、行政の目的である住民の生命、身体、財産の保護という行政の目的が、今回の事業をやることによって脅かすという判断がなされた場合は計画等を見直すという回答をされていますが、この認識で間違いはないでしょうか。

【計画課長補佐】

はい。そのとおりですね。私どもの施設につきましては、市民の生活環境を保全するための事業として計画しておりますので、まさに行政の目的に合致したものだと考えております。

【住民】

あとは、さまざまなシミュレーションは、全然、前回の説明の中で今回の説明会になっているという話を伺ったんですが、今後、その中で身体の影響等や、周辺地域の資産価値の減少という結果が出た場合は、事業計画の見直しをするという認識で間違いはないでしょうか。

【計画課長補佐】

今、ご説明したとおりです。プラザ機能ということで、プラスと言ったらあれですけども、地域の利便につながる機能も付加することを考えております。

【住民】

ちょっとお答えにはなっていなかったんですが、次に進めます。それでは、想定外の有害物質が漏洩した場合、可能性があるんですが、それがないと断定できるのでしょうか。

【計画課長補佐】

想定外ですから、想定外のことはもちろんあれなんですけれども、先ほどの説明の中で申し上げましたが、ごみの焼却施設ではなくプラスチックを圧縮する施設でございますので、災害があればストップしちゃうわけです。だから、施設は動かないわけです。動かない中で、火は使っておりませんので、例えば休憩のときにお茶を入れる作業員の方の、その火が移るということは可能性としてはないわけではございませんけれども、そういう危険な施設ではないという認識でおります。

【住民】

私が言うのは、そういったものの中で、想定を超える事態があった場合については、そ

ういう可能性もあると思うんですが、それはないと断定されているという認識でよろしいですか。

**【計画課長補佐】**

非常に限定的だとは思いますが。一般家庭と同レベル程度だとは思っています。

**【住民】**

これが終わった後に、実はできましたというのでは、要は遅いので、そこら辺は考慮していただきたいなと思っております。

あと、公共サービス改革基本法の関連なんですけど、それを公設にする場合については、具体的なサービス及び質の向上、経費の削減策があると思うんですが、それを具体的に示してほしい。それと関連して、現行の民間委託が不安定という具体的な理由を示してほしいというものです。

**【計画課長補佐】**

公共サービス関連法のお話の、私もあまり詳しくなくて、ちらっと見ましたけれども、ごみ処理では平成11年、ちょっと記憶であれですが、こういう事業を役所が事業をやるということに対してはPFI法が整備されております。それを活用する、活用しないもあるんですけども、幾つかの方法がありまして、その関連の方法、例えば施設の管理ですと、今、指定管理者制度というのがございますよね。それから、今おっしゃった公共サービス、PFI、こういうものを含めてPPPと言われているらしいんですけども、パブリックとプライベートのパートナーシップということで。今の主流になっているのは、実際PFIで建設されているごみ処理場、ごみ施設、こういう施設もあります。

ですから、BOとか、BOTとか、BTOとか、ちょっと専門的になりますけれども、施設を民間が保有してお願いする方法もあるんですけども、私どもは公設にしておりますから、なかなかそこまではいかないのかなと。その中でDBOという方式が、今、一般的に多く採用されているんですね。公設なんですけれども、民間が維持管理、運営まで含めて行う、長期計画でやっていくと。こういう方法が多く選択されておりますので、そういう面で、単に今お願いしているのは役務の提供といいますか、決められた範囲の中で、その仕事だけをやってくださいということで委託されていると思うんですけども、そういう意味では、今度は施設の管理も含めて、維持補修や改善も含めて運営については民間にお願いする、そういう形をとっておりますので、同質の、同じスペックの施設であれば、仕様の施設であれば、一概に民間が安くて公共が高いということは言えないんじゃないかなと思っ

ております。

【住民】

同じく、その話。

【計画課長補佐】

一度、ちょっと全部。

【住民】

全部。

【住民】

じゃなくて、この公共サービス改革法の基本方針が、要は民間の創意工夫をすることによってサービスの質が向上するとともに経費の削減というのはあるんですが、一方、それを逆行されているので、翻って全国を見たら6割、7割が委託、部分委託となっているところを、なぜあえて逆行するような政策をとられるのであれば、さらに質の向上がある、または経費の削減があるという、そういった具体的なデータがあるのかなと思って質問した次第です。それは現時点ではまだないという話ですので、そこは。

【計画課長補佐】

公共サービス改革基本法の関連の対象事業は役務ですよ。窓口業務とか、そういうのが中心ですよ。事業自体はですね。

【住民】

違う。

【計画課長補佐】

違いますか。

【住民】

違います。

【住民】

違いますので。実際、調べられたらわかると思いますし、全く違いますので、でもここで議論をしても仕方がないと思いますので、結構でございます。

【住民】

はい。今の質問の流れで。

【計画課長補佐】

関連ですか。

**【住民】**

はい。

**【計画課長補佐】**

はい。どうぞ。

**【住民】**

今のやつは武蔵村山の比留間運送がやっている、全くの民間会社のプラスチックの施設があまりにもひどくて、結局、いつ武蔵村山の周辺から稼働ストップの訴訟を受けられるかどうかわからない状況で、かつ武蔵村山で被害が起きた場合は、排出者責任として東大和のほうに損害賠償の請求が当然来ると思うんですよね。結局のところ、東大和は金がかからないと言うけれども、武蔵村山でかかれば、被害がもし今出れば、これから出れば、このままつくらないで出れば、その何倍もの損害賠償が武蔵村山から東大和に来ると思うんですが、武蔵村山の組合とかから来ていますよね、どなたか。そういったことは、今後、考えていらっしゃるのでしょうか。損害、健康被害が出る、今現在、これから。

**【武蔵村山市生活環境部長】**

武蔵村山市です。今のご質問ですが、武蔵村山で武蔵村山の業者が東大和市さんの廃プラを請け負って、委託契約を結んでおりますので、それに基づいて何か問題があった場合には、委託契約の中で補償が行われるというふうには認識をしております、うちの市でどうこうということは、検討は現在のところしておりません。

**【住民】**

委託業者がもし破綻した場合には結局自治体がやるんでしょう。

**【武蔵村山市】**

委託業者が破綻した場合には、またそれなりの裁判が行われるというふうには認識しております。

**【計画課長補佐】**

じゃあ、続き、どうぞ。よろしいですか。じゃあ、違う方に。前の白いジャンパーの方、先に手を挙げた。

**【住民】**

じゃあ。

**【計画課長補佐】**

どうぞ。

**【住民】**

向原に住んでおります。施設そのものは反対ではないんですが、これの内容、3市でやっておる中で、なぜ大和の一番、今、先ほどもみんなが言われたように、一番一等地のところを決めたか。3市の決め方の内容を、ちょっと私初めて来たものですから、あまり細かいことはわからないから、これの内容から見ますと、ほぼ大和市にという議論でいっているわけですから、私は、大和が最初から手を挙げて、ここにも書いてあるけれども、手を挙げて、一回、だめだったらどうするんだという、2市から言われた内容が書いて、大和が賛成したということで、今ここで解釈しているんですけども、なぜ、その前のこの点は、ちょっとあまり長く時間もないでしょうから、説明、3市がどのようにして大和に設定したのか、ちょっと簡単にお願いしたいんですけども、以上です。

**【計画課長補佐】**

説明が繰り返になってしまいますが。

**【住民】**

簡単で結構です。

**【計画課長補佐】**

現在もリサイクル施設の用地として使われていること、それから限られた土地の利用が可能なこと、新たな土地の用地を取得する必要がないこと、また用地費として新たな財政負担を伴わないこと、そのほかにも、同一地域で3市地域を考えた場合、やはり収集効率というのを考え合わせますと、位置的にはいい、ベターな位置にあるということもあるかと思えます。どうぞ。

**【住民】**

東大和、桜が丘に住んでおります。何回も参加させていただきましてありがとうございます。そもそもこの桜が丘に暫定リサイクル施設ができたというのは十数年前ですよね。その時点ではコマツゼノアとかがあって、何も住宅地がなかった時代のリサイクル施設なんです。その後、10年ほど前から次第にスーパーが建ったり、住宅地がどんどんできてきて、そこら辺は人口動態をちゃんと把握されていなかったのかなというのがあります。それで、私が市長とかであれば、東大和市にどうしてもつくるというのであれば、モノレールの上北台の向こう側にあります第七小と墓の間の山岳地、3000平米ぐらいあると思いますけれども、あそこのあたり、人があまり住んでいないので選定すると思います。それはそれとして、3市共同資源化事業については何度も説明会をお聞きしましたが、

何度聞いても理解できないことだらけで自問自答してみました。それでわかったことは、この事業については、ビジョンとポリシーがないだけでなく、そもそもの基本理念がないということがわかりました。それと行政の目的である住民の生命、身体、財産の保護について全く配慮されていないんですよね。ここに集まったうそをつかない善良なる市民の皆様は、安住の地として桜が丘地区に移住して、年間何十万もの固定資産税や住民税をおさめ、市の財政にも寄与をしております。まさしくあそこはドル箱なんですよ。ところがいやしの空間であるはずの庭の近くにごみ置き場をつくるという暴挙に出ようとしている。これは誰だって許すことができないと思います。

この施設について、6品目であれ、2品目であれ、平成22年の市議会でも白紙撤回されましたよね。その後、施設をつくらなければ財政が逼迫するという事態や、重大な法令違反をするということがありましたか。また莫大な費用をかけて施設をつくるということであれば、それなりの定性評価や定量評価のシミュレーションをした上での説明ということでしょうから、その資料を全部公開していただきますようお願いいたします。これは、ホームページ上でも結構です。それが1つ。

全国の各自治体では、先ほどのご意見と重なりますけれども、廃棄物処理や資源物リサイクル等について関係法に基づき適正な処理をしていますが、処理費用が年々増加しており、ごみの有料化等に取り組んでいます。東京の市長会で、平成15年に決議されたごみの有料化に取り組まず、市議会の決議にも反する今回の説明会は何なんですか。今、真剣に検討しなければならないのは、ごみ共生について早目に、先ほどおっしゃったPFIですね、プライベートファイナンスイニシアチブ、事業化することではないでしょうか。これについてお答えください。PFIについてどう考えているか。

それと全国の自治体の3割近くが、この事業化に取り組んでいます。ごみ焼却施設を3市別々にやると環境省の補助金が出ないことはわかっていますが、し尿処理について、武蔵村山市がなぜ一方的に負担をしているのか、それがために、ごみ施設とか処理施設を東大和市に持ってくるという、そこをわかりやすく説明してください。

最後に、今、立川の映画館でレ・ミゼラブルという映画が上映されていますが、最後の場面でジャン・バルジャンが「Who am I」と言ってセーヌ川に身を投げたくだりがありますが、善良な市民と自分の良心を裏切るとこうなるんだと、作者のヴィクトル・ユーゴーは伝えたかったと思います。

4番目に、説明者の皆様も自分の良心と良識を裏切ることなく、市民の声を真摯に受け

とめ、諮問した者へ、要するに4者会議ですか、具申することが責務であると考えますが、いかがでしょうか。これについてお答えください。以上です。

【計画課長補佐】

長いあれだったんですけれども、まず、用地選定の理由は、先ほどご説明したとおりでございますので、今後3市でごみ処理を行っていく枠組みの中で、東大和市のほうで判断し、3市の協議、そして4団体で一致したというふうな流れでございます。

それからPFIの考え方なんですけれども、公設が原則でございまして、PFIも大きく分けて3種類ほどあるのでございますが、民設民営のPFIの手法は今ので、そこから始めている。実態的にどんな方法がとられているかという、先ほども申し上げましたが、一番多いのがDBOという形で、デザイン、設計と建設、それからオペレート、運転管理を業者さんをお願いしていく。施設の所有権自体は組合がやるようになれば組合が持つ。こういう方向で、PFI的手法ということで、先ほども申し上げましたけれども、指定管理者制度だとか公共改革の一括法、あれを含めた、PFIとは広い概念、PPPという概念で振られている手法の一つだというふうに認識しております。

【住民】

最後の住民としての白紙撤回というのは、絶対的に求めたいと思います。そのことをちゃんと具申してください。ここの方で賛成という方は誰もいないと思いますよ。

【住民】

賛成。

【住民】

あんただけね。まあ、いいや。

【計画課長補佐】

ご意見として、記録にとどめさせていただきます。

【住民】

みっともないよ、はっきり言って。

【計画課長補佐】

はい。よろしいですか。じゃあ、どうぞ。

【住民】

桜が丘に住んでおります。私、2月14日の説明会に出させていただいて、東大和市の問題だということを申し上げたんですが、今、あとで自分の考えを申し上げるとして、白

紙撤回という言葉がとても議会でも出ております。東大和市の議員さんの中でも。それから、12月の議会で陳情について趣旨採択があったということで、これは行政が提案していることについて反対であるというふうに私は考えておりますが、では、その白紙撤回をした場合にはどういう対案があるのか、それが1つも見えてこないで、そのあたり、今日、議員さんもお見えになっていらっしゃるし、議員さんに聞くわけにもいきませんので、そちらに届いている、白紙撤回後の検討というのか、そのあたりがありましたら教えてください。それがあつかないかによって、私は自分の考えを述べさせていただきたいと思っております。

**【事務局長】**

白紙撤回をした後どうするかということにつきましては、具体的な内容については聞いておりませんが、その中では公設ではなくて民営化にしたかどうかというのは中に入っていたかと思っております。以上でございます。

**【計画課長補佐】**

はい、どうぞ。

**【住民】**

すみません、それはプラスチックについてだけ民営化するという形でのことは、東大和市議会でも、私も聞いたことがあるんですが、それだけの問題ではなくて、炉の建てかえから粗大ごみのことから、それから、あそこの6品目のことも含めて、3市のごみの行方が、この10年間ずっと検討されてきたんだと思うんです。

私は、やっぱり18年度に出た調査報告書の集会のときにきちんと受けとめなかった市民、それからそれを隠した行政、尾又市政の隠してきた経過がありますので、隠したという大変市長には失礼ですけれども、それから、ずっと長い長い審議を経て、3市でまとめ上げたものについて、あるとき庁議でひっくり返した、ちょっと信じられないような行政の手續があってこの問題が起きておりますので、私は今回ここまで東大和市が提案したというのは、市長の首をかけたの決断だと思います。これ以上できない。東大和市の選択はないと思っています。そう考えないと、私たちの生ごみの処理から、それから粗大ごみから、どんなに持っているんですか。

私は23年度予算を審議する小村大の議会を傍聴しました。そのときは、市民は1人でした。市川環境部長がそのとき計画課長で、あちら側にいらっしゃいましたが、小平の議員さんや武蔵村山の議員さんからは、これが最後だという言葉がありました。それはやっ



ぱり予算を立てて執行していく上で、東大和市長はその予算を了解していたわけですね。了解して、副理事者として出しておいて、それを実行していかなかったという、東大和市民としては信じられないようなことをやってきたわけですから、それが平成23年度予算を立てるに当たって、他市の議員さんから厳しく指摘されたときに、私はこれは覚悟なんだと思いました。新市長になって、市長は選挙公約で白紙とは言っておりません。白紙にできないということは承知した上で努力されたんだと思います。で、今回、こういう形になった。ほかに東大和市ができる道があったらば、私は逆に議員さんに教えていただきたいと思うんです。私たちは覚悟を決めて、これをやっていくしかないと思っております。

それで、逆に民間に出したら、臭気とかそういうものは安心なのか。安心ではないからこそ公的なものをつくって、きちんと監視して、不要になったら転換すればいいじゃないですか。そこまで考えられる。それはやっぱり市民として自分のごみの行方を考えたときに、今、そこまで事が運んでいる。反対、反対で済むことだったらば、私は市民としてやっぱり責任がとれないと思いますので、白紙というからには、きちんとしたものを示していただきたい。それがない限り、私はこの判断に覚悟を決めたというふうに申し上げたいと思います。以上です。

**【計画課長補佐】**

ありがとうございました。ご意見ということでよろしいでしょうか。

**【住民】**

回答があったら、どうぞ先に。

**【計画課長補佐】**

よろしいでしょうか。

**【住民】**

今の意見に対して、回答があったら。

**【計画課長補佐】**

白紙撤回の話でございますけれども、これは3市共同資源化事業に関する説明会ということで、進めていくことを前提にしている説明会でございます。もし仮にそういう判断が下った後のことは、この場では申し上げるべきことではないと考えてございまして、私どもとしては、4団体で進めているこの事業を、ぜひ皆さんの理解をいただきながら進めてまいりたいと、こういう位置づけで説明しております。よろしいでしょうか。

【住民】

私も桜が丘であります。桜が丘が続いてまことに恐縮ですが、地域に偏りのない平均的な市民として一問一答式で2つ3つ質問させていただきたいんですが、ちょっと前の資料と、まことに恐縮なんですが、変更前と変更後で、例えば処理能力の比較で60トンが約3分の1減るということで、現在の暫定施設だと、持ち込みは1日3トンか4トンぐらいですか。

【計画課長補佐】

5トン未満。5トンに届かないです。

【住民】

大体、現状より8倍ぐらいになるということですね。

【計画課長補佐】

そうですね。

【住民】

8倍。

【計画課長補佐】

はい。

【住民】

それから、2品目になるということで、残り6品目はどこかほかに捨てていい、持ち込むということになるわけですね。1日で20トン分ぐらい。

【計画課長補佐】

はい。ほかの品目については、共同ではなくて、3市それぞれ単独に考えるということでございます。

【住民】

わかりました。いずれにしても、施設では2品目を持ち込んで、現状の8倍ぐらいになると。それから、次は組合特有の問題じゃなくて、一部私の意見もありますが、ごみがこういう品目の持ち込みが増えるということに対して、一方において、減らすということも有効な策だろうと。例えば今の市長はマイボトル運動というものを提唱されていましたが、要するにマイボトルを持って行って、ペットボトルはマイボトルに入れて返してきなさいという運動なんですが、なかなか市民にそうさせるというのは、条例でも制定して義務化しないと効力がないと思うんですけども、一方において、例えば自販機で、ボ

ックスのついていない自販機が非常に多い。つまり売りっぱなしという自販機が非常に多いです。ボックスがついていても、すぐにいっぱいになる。だから、例えばこういうものは3市で条例化して、自販機にはボックスを必ずつけるとか、通常自販機には500本ぐらいありますので、これは組合ではなくて各市の環境部長さんがいらっやっていますので、ぜひご検討をお願いしたいんですが、そういったものでごみをどんどん減らしていく。

通常、こういうごみを減らすというと、全体的に5%減らしましょうとか、そういう話になるんですが、一気にそれを3分の1に減らすとか、そういうことをやっていけば、ごみ自体が非常に減って、役所も経費がかかりませんし、市民も非常にハッピーになるということではないかと。これは別に回答をいただかなくても結構です。

それからもう一つは、給食センターがすぐ隣接してできると。これは非常に重要でありまして、給食センターとこういう施設ができると、案外市役所のほうでは絶対に相互の波及効果がない。つまり例えば万一汚染物質が出て給食に入ると、極端な話、例えばヒ素を水道に入れて流すようなものですから、一気に東大和市内に大きな被害が出ると想定される。多分そういうことは絶対に起こり得ないという想定のもとに計画ができるんだろうということであれば、我々としては非常に安心なんですが、その辺は多分市長も教育長もそれを真剣に考えたら、ほんとうにこんな近くにこの2つの施設があつていいのかと考えれば、日夜眠れない日々があるんじゃないかと思うんですけれども、給食センターとこの施設がこんなに近くにあつていいのかということをぜひ再度真剣に考えていただきたいと思えます。

#### 【計画課長補佐】

前段のほうでございますけれども、これから基本構想のほうに策定してまいりますけれども、今おっしゃったとおり、4団体が目指しているのは拡大生産者責任の一般化というものでございまして、缶でジュースを飲まれる方は、飲んだ後、そのお店に返す。例えば家電製品であれば、家電屋さんへ返すことによって、リサイクルが回る。その費用は使った方、飲んだ方に払っていただく。こういうシステムを将来ビジョンとして掲げて、おっしゃるとおり、このままの状態ではどのぐらい人口が伸びて、今、ごみが1日平均1人当たり何グラムぐらい出しているから、どのぐらいのごみ量になる。そういう予測をいたしますが、それに対して、市民の皆様どのぐらい抑制をお願いしていくのか、こういうところから詰めていって、どうしても処理しなくちゃいけない。つまり、ペットボトルとプラスチックについては、なかなかそういう理想に近い状態に届くまでに時間がかかるだろ

うということで、同じく拡大生産者責任の一般化を目指している。企業に義務を課している一方で、課している容器包装リサイクル法に載せていこうという判断を4団体がしたわけでございます。

それから、健康被害のほうは、どうしてもごみの施設だというと、汚い、臭いというイメージがある。確かににおいはゼロにはならないと思いますが、皆様のところの住宅の密集したところに計画をさせていただく施設は、きれいなプラスチックでございます。製品プラも入ってございませし、今のところ、きれいなプラスチックだけ。汚れたものはどうするかというと、今のところ可燃にしましょうという流れで進めております。ですから、市民の皆様が適切に分別をしていただければ、そこから出る腐敗臭はない。一方、VOCについては、そういう近隣の施設を見ても、周辺環境より少ないという状況まで抑制することは可能だというのはわかっております。

もう一つ申し上げますと、いろいろ皆さんご心配だと思ひまして、いろいろ文献を調べてみますと、周辺環境よりVOC濃度が高いのは、家庭の中です。家庭の中で、例えば消臭剤ですとか、壁紙の塗料だとか、接着剤とか、こういうものから出ているものが多いと。飛散していく。プラスチック製品から飛散しているものもあると思ひますけれども、東京都が調査したデータですけれども、そういうデータもあります。そういうことですから、現状の大気濃度、環境濃度であれば、健康被害が発生するおそれはないと私どもは考えておりまして、何度も申し上げますが、その濃度よりもさらに低い濃度を目指して、対策をとることは可能だと考えております。長くなりまして済みません。よろしいでしょうか。そろそろ時間も、あと10分ぐらいになりましたので、今、お手を挙げているお二方、そのほか、いらっしゃいますか。では、そのお三方にさせていただきたいと思ひます。じゃあ、黄色の。

#### 【住民】

新堀に住んでおります。3点ほどお聞きしたいことがございます。

まず1つは、3ページ目、3市共同資源処理施設の比較表、変更後、変更前の表を見ていたんですけれども、処理能力が60から39トンと変わると書いていますが、この39トンの各市別の内訳、東大和は何トンで、小平は何トンで、武蔵村山は何トンなのか。これが1点。

それと、出入りする車の台数なんですけれども、搬入車両が120で、搬出車両は26台とありますけれども、これは当然稼働時間内にこの車が入り出ると考えさせていただ

いていいのかと思うんですが、この通るルート、どう通って処理場に来るのかということと、車の大きさをお聞きしたいと思います。というのは、隣に給食センターの施設ができます。あの周辺というのは、日常的に恒久的に渋滞をしている。特に芋窪街道あたりはど  
うも渋滞しているような状況だと思えます。ここにおそらく搬入搬出の車はディーゼル車、  
対策しているとはいえ、ディーゼル車でしょうから、かなりの量のディーゼル車が特定の  
時間に集中するんじゃないかということに非常に危惧しております。工場からは大気汚染  
等が出ないとしても、そこに車が集中することによる騒音であり大気汚染については、ど  
のようにシミュレーションされて、現状とされていらっしゃるのか、ここについてお聞き  
したいと思えます。

**【計画課長補佐】**

細かいデータは持っておりませんが、大体3市の搬入割合が、今、ちょっと変わ  
っていますけれども、55、25、20ぐらいなんです。大体東大和は25%ぐらい、武  
蔵村山は20%よりちょっと多く、小平市は55%よりちょっと少ない。そのぐらいの比  
率でございます。

それから、搬入車両、搬出車両につきましては、搬入車両は、現状、この予測の時点は  
平成19年の時点ですけれども、今、収集車が走っていますよね。あの収集車のレベルと  
考えています。なお、今、収集車はディーゼルはないんじゃないでしょうか。ほとんどな  
いですね。今、天然ガス車は。半分ぐらい。半分ぐらいあるそうです。失礼しました。デ  
ィーゼル車があるということです。搬出車両は、原則10トン車になります。10トン車  
を原則として、これからシミュレーションをやっていきますが、搬入ルートですとか、そ  
れから敷地内の接道の部分の方向とか、それは小さい車両も選択することは可能ですが  
ども、基本的には10トン車ということでございます。それから、搬入搬出車両の出入り  
する時間なんですけれども、8時から午後5時まで、この時間帯で全てやっていこうとい  
うことで、確認をしております。以上です。よろしいでしょうか。

**【住民】**

ルートは。

**【計画課長補佐】**

ルートについては、これから構想の段階で検討してまいります。どうぞ。

**【住民】**

桜が丘に住んでおります。座らせて言わせてもらいます。先日、ダイオキシンのことに

ついて98%カットされているということで、とても仕事に誇りを持ってらっしゃると思うし、焼却炉のそういうことをやってくださっていて、自分の仕事に誇りに持ってくださっていて、98%カットしているということを聞くと、とても安心するし、いつもありがとうございますということをまず一番初めに言わせてもらいます。

その上で、この間、焼却炉からのダイオキシンの飛散シミュレーションというものを入手いたしました。そういうのを見ると、やはりこの地域、小平よりもしっかり東大和のほうに飛散シミュレーションがありますので、そういう図をそこに座っていらっしゃる方、衛生組合にいらっしゃる方はそういうのを見たことがあると思いますけれども、行政の方たちはそういうのを見たことはありますか。その図を見て、その図の一番黒くなっているところの中に、あなたたちはもう一つ廃プラ施設を建てようとしています。そして、さっきそちらの方もおっしゃっていましたが、小平のごみは受けたくないということをおっしゃっていたと思いますが、私たち東大和市民というか、桜が丘のほう、南街のほうの人もそうですけれども、煙突のあるところで暮らしております。煙突のあるところで暮らしているということは、焼却炉を受け入れて、人口的なことから言うと、小平の分が半分、東大和と武蔵村山のごみが4分の1ということになります。それを3市まとめた地図の中心地で燃やしていて、それで、衛生組合があるところというのは、小平のところから特出したところで、幅100メートルぐらいしかないところです。そこで多いごみを燃やしているところに常に廃プラスチックのごみを、小平のごみのほうが東大和よりもっと多いわけですね。それをその飛散シミュレーションで見ても黒くなっているようなところに持ってくるのがおかしいと思うことがまず1点。

それはもう98%ダイオキシンの問題はないとおっしゃってくださっても、こちらにも一つ、1個持っているんですが、これは衛生組合の方がこの説明会をするに当たって、3市にどういうことを説明したらいいかということのアンケートをとったものです。こういうところに何で選定地になったかということをごろ聞いています。選定地になった理由なんていうのは、最初にあったことをそのまま述べてくれればいだけで、そういうことがやってられないからこういうこと聞いていると思うんです。

その中に、某市からの意見で、迷惑施設の応分負担ということになっています。迷惑施設の応分負担、これは尾崎市長が市議会で言ったということも書かれているんですが、東大和には迷惑施設がないということでの東大和の応分負担という意味合いはわかりますけれども、地域としての応分負担は、飛散シミュレーションを見ても十分わかりますし、

これはダイオキシンが飛んでいる、飛んでない、ゼロかどうかということじゃなくて、例えばそこは迷惑施設だねということで土地の価値が下がったり、町として、地域の印象としての応分負担にも反するものだと思います。そのことがまず1点で、私は賛成できません。それと、あと質問なんですが、座らせていただきますが、18年度に調査報告書がまとまっていますね。あそこの調査報告書には、23年度と33年度ですか。そのうちの23年度は廃プラ施設ができ上がった後のことと、33年度というのは焼却施設ができ上がった後かでき上がるころだと思うんですけども、そこに対して、ごみを減らすような目標設定をしています。その目標設定が推進本部で今まで見直しされていたり。

【計画課長補佐】

お時間の都合もありますので、手短にお願いできますか。

【住民】

はい。実質。

【計画課長補佐】

もう一方いらっしゃいますので。

【住民】

はい。じゃあ、質問しないで言わせてもらいますけれども、それを全然継承してこないで、もう目標値は21年度に達成しています。それは各市が努力して民営を使っているかもしれないけれども、衛生組合に持ち込まれているごみはもう達成しているので、粗大、不燃ごみに関しては、最初の調査報告書にもありましたけれども、ごみは減らしていなかったら大きい施設、減ったら小さい施設というようです。書かれていましたけれども、小さいほうの量で済むだけ減っています。そして、今、2市のごみはそちらに行っていない。それなのにここにさらに廃プラ施設をつくるということは、今、焼却施設に行っていないごみをわざわざここに集めるということですけども、それでどこのごみが減るのかということは、何トンぐらい減って、どう減るかということもぜひ教えてほしいし、そういうまとめもしないで22年に報告書を出していることはすごく変だと思いますし、先ほどの話に戻りますが、今ごろになって何で想定地がここになったのかってみんなで新しい理由を考えているのも変なので、最初からもう一遍想定地をどういうふうに行き選ぼうか、今出ているごみがどれだけなのかということはやり直して。

【計画課長補佐】

ご意見でよろしいでしょうか。

【住民】

はい。

【計画課長補佐】

質問に答える時間がなくなってしまうので、ダイオキシンの問題については、確かに残念ながら環境濃度よりも高い濃度で煙突から出ています。ただし、新設にすれば、よそのデータを見ていただいているとおり、さっきのVOCじゃないですけども、ダイオキシンの、周辺環境濃度を低くすることが可能な施設もつくることができます。そういう状況です。ただ、私どもが出しているダイオキシンの濃度については、これだけは申し上げておきましょう。私ども、周辺環境大気の濃度を測定しております。立川と共同でやっているんですが、大体0.03ピコグラム程度でございまして、全国平均が0.032でございまして、全国と比べて周辺地域が高い濃度であるということはありません。このことだけは申し上げておきます。あと、詳しいことは私どものほうに来ていただきたいと思えます。済みません。時間もありますので、もう一方。

【住民】

今の話の追加。最後。

【計画課長補佐】

もう一人。

【住民】

初めての人にして。

【住民】

桜が丘に住んでおります。最後にお聞きしたいんですけども、あそこの警視庁の宿舍、250世帯できるようになりまして、警視庁の工事管理である設計管理の施設課のほうに聞きましたら、東大和市からあそこに暫定リサイクル施設ができるというのは全く聞いてないと。今後、入ることになりましたら、ちゃんと警視庁の厚生課に引き継ぐので多分問題になるでしょうという話はしていました。

質問は、新しいリサイクル施設をつくった場合のコストが、イニシャルコストが20億円、ランニングコストが3億円。現状やっているのは、3市ともにリサイクル処理関係ですけども、予算は幾らぐらいかかっているんでしょうか。要するに、ランニングコストですよ。恒久的な施設ができれば、30年ぐらいは動かせなくなると思うんです。だから、そのことについてちょっと。



【計画課長補佐】

そのことについては、今、手元に資料がないので、とりあえずそういう資料が欲しいということですね。

【住民】

資料じゃなくて、教えてください。それくらいは把握してから、こういうのをやってほしい。

【計画課長補佐】

原則公設ということで、コスト比較よりもまず中長期的に安定処理を目指して、公設でつくっていかうという方針を出しておりますので、今、手元にはデータがございませんので、後ほどつくらせていただきたいと思います。ちょっとお時間が来ましたので、一度司会へ。

【住民】

もうちょっとおくらせろよ、答え聞きたいんだからさ。

【計画課長補佐】

どうぞ。

【住民】

さっきの美しいお姉さんのお話の続きなんだけど。

【住民】

ありがとうございます。

【住民】

先ほどきれいなプラスチックとおっしゃったけれども、きれいなプラスチックが出ているのは東大和と武蔵村山だけで、今現在、小平はプラスチック容器はやっていないし、いざ小平は始めたところで、突然きれいなプラスチックを小平から搬出されるとはとても思えないですね。結局、要は花小金井の駅前あたりにプラスチックの小平だけの施設をつくってくれば、この問題は一番解決するんですよ。

【計画課長補佐】

はい。ご意見として伺います。ちょっとお時間が来ましたので、司会のほうに返します。

【住民】

小平、責任とれよ。

**【計画課長】**

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、さまざまなお意見をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。ありがとうございました。